

### Ⅲ 受験年齢制限の緩和等



## ○ 受験年齢制限の緩和

### 1. 受験資格とされる基本的な年齢制限の上限

平成17年度選考試験における各県市の基本的な年齢制限の設定状況は以下のとおりである。

下線は平成17年度採用選考試験において導入した県市

制限なし	6 県市 前年度同数	宮城県、山形県、富山県、長野県、静岡県、 仙台市
5 1 歳未満～ 4 1 歳以上	8 県市 前年度 6 県市	青森県、岩手県、埼玉県、 <u>大阪府</u> 、和歌山県、鳥取県、 さいたま市、 <u>大阪市</u>
4 1 歳未満～ 3 6 歳以上	2 7 県市 前年度同数	北海道、秋田県、福島県、栃木県、群馬県、神奈川県、新潟県、 石川県、福井県、山梨県、岐阜県、愛知県、三重県、京都府、兵庫県、 奈良県、広島県、佐賀県、長崎県、大分県、 札幌市、川崎市、名古屋市、京都市、神戸市、広島市、北九州市
3 6 歳未満～ 3 0 歳以上	1 9 県市 前年度 2 0 県市	茨城県、千葉県、東京都、 <u>滋賀県</u> 、島根県、岡山県、山口県、徳島県、 香川県、愛媛県、高知県、福岡県、熊本県、宮崎県、鹿児島県、 沖縄県、千葉市、横浜市、福岡市

## 2. 特定教科についての受験年齢制限の緩和

平成17年度選考試験において、特定の教科の受験者に対し、基本的な年齢制限を緩和している県市は16県市（前年度19県市）である。

県市名	教科（科目）	基本的年齢制限
北海道	高等学校、盲・聾・養護学校の自立活動	40歳未満 → 50歳未満
茨城県	高等学校の工業・商業・商船・看護	35歳未満 → 40歳未満
東京都	中学校及び盲・聾・養護学校の技術	35歳未満 → 40歳未満
岐阜県	高等学校の農業・工業・商業	41歳未満 → 46歳未満
滋賀県	高等学校及び盲・聾・養護学校	35歳未満 → 40歳未満
兵庫県	高等学校の農業・工業・商業	40歳未満 → 46歳未満
島根県	高等学校の農業・工業・商業	35歳未満 → 45歳未満
岡山県	高等学校の看護	35歳未満 → 40歳未満
山口県	高等学校の農業・工業・商業・看護・福祉、理療	35歳未満 → 40歳未満
徳島県	高等学校の工業・商業・水産・看護	35歳未満 → 40歳未満
愛媛県	高等学校の農業・工業・商業	35歳未満 → 40歳未満
高知県	高等学校の工業・水産、理療	35歳未満 → 50歳未満
熊本県	中学校の英語、高等学校の英語・農業・工業・商業、理療	36歳未満 → 40歳未満
宮崎県	○盲・聾・養護学校、中学校の英語・数学、 高等学校の英語・農業・工業・商業・水産、理療	31歳未満 → 41歳未満
	○高等学校の教諭（上記に該当する者以外）	31歳未満 → 36歳未満
鹿児島県	中学校の数学・英語、 高等学校の数学・英語・農業・工業・商業・水産・看護・福祉	35歳未満 → 40歳未満
札幌市	高等学校、盲・聾・養護学校の自立活動	40歳未満 → 50歳未満

### 3. 教職経験者等に対する受験年齢制限の緩和

平成17年度選考試験において、教職経験等を有する受験者に対し、基本的な年齢制限を緩和している区市は33区市（前年度35区市）である。

区市名	資格要件	基本的年齢制限
青森県	現に国公立学校の教諭、養護教諭、実習助手又は寄宿舎指導員（臨時的任用の者は除く）である者	51歳未満 → 年齢制限なし
秋田県	現に他都道府県で教諭の身分を有している者	40歳未満 → 50歳未満
福島県	①教諭又は常勤講師として現職にある者、及び教諭又は常勤講師として1年以上の教職経験のある者 ②福島県公立小、中、養護学校及び福島県立高等学校、盲・聾・養護学校の教員で他の校種を希望する者	40歳未満 → 40歳～44歳 40歳未満 → 年齢制限なし
茨城県	現に国私立学校の教員、及び茨城県立学校の実習助手又は寄宿舎指導員（臨時的任用の者は除く）である者	35歳未満 → 年齢制限なし
千葉県	現に国公立学校の教員として勤務している者（正式任用者に限る）	36歳未満 → 41歳未満
東京都	①国公立学校に在職する正規任用教員（現職、勤務実績5年以上） ②東京都公立学校における正規任用教員経験者（5年以上の経験） ③東京都公立学校における産休・育休・補助教員経験者 ④東京都公立学校における講師（非常勤）のうち準常勤講師（現職） ⑤東京都公立学校における講師（非常勤）	35歳未満 → 40歳未満
石川県	現に石川県公立学校に勤務する実習助手又は寄宿舎指導員で募集する校種（教科）の教育職員普通免許状を有する者	40歳未満 → 年齢制限なし
福井県	国際協力事業等で海外に派遣された者	40歳未満 → 受験できる年齢を派遣期間相当分緩和
岐阜県	①現に他都道府県の国公立学校の教諭として勤務する者 ②岐阜県公立小中学校教諭で、盲・聾・養護学校教諭を志願する者	41歳未満 → 46歳未満
愛知県	公立学校の教諭、講師（非常勤講師を除く）、養護教諭、実習助手、寄宿舎指導員として平成16年3月31日までに3年以上勤務した者	40歳未満 → 60歳未満
三重県	①現に国公立学校の教諭又は養護教諭の職にある者 ②現に三重県教育委員会の所管に属する教育機関等の職員として在職している者のうち、三重県教育委員会が正規職員として採用した者	40歳未満 → 45歳未満
滋賀県	小学校、中学校、養護教諭：国公立学校に3年以上（平成17年3月31日現在）の教諭（任用の期限を付さない常勤講師（日本国籍を有しない者に限る）を含む）経験を有する者	35歳未満 → 40歳未満
京都府	他都道府県の国公立学校、及び京都府内の私立高等学校の現職教員	40歳未満 → 45歳未満
兵庫県	国公立学校の現職の教諭	40歳未満 → 46歳未満

県市名	資格要件	基本的年齢制限
奈良県	過去に3年以上教諭としての勤務経験がある者（ただし、教諭経験年数には、平成16年6月1日現在における奈良県の公立学校講師（非常勤講師を除く）の経験年数を含める）	40歳未満 → 45歳未満
島根県	現に国公立学校の教諭（正式採用）として勤務中の者又は過去に勤務経験のある者	35歳未満 → 45歳未満
山口県	現に他都道府県において国公立学校に在職している教員（臨時的に任用されている者及び非常勤の講師を除く）	35歳未満 → 45歳未満
徳島県	①現に他都道府県に所在する国公立学校に在籍する教員（臨時的任用に係る者を除く） ②過去に徳島県公立学校の教諭又は養護教諭の職にあった者	35歳未満 → 40歳未満
香川県	①過去に公立学校の教諭又は養護教諭の職にあった者 ②現に他都道府県の公立学校の教諭又は養護教諭の職にある者 ③現に香川県立学校において10年以上実習助手（臨時又は非常勤の者を除く）の職にある者	35歳未満 → 50歳未満
愛媛県	現に他都道府県において国公立学校教員として勤務している者（期限付任用又は臨時的任用である者を除く）	35歳未満 → 年齢制限なし
高知県	他都道府県の国公立学校教諭	35歳未満 → 40歳未満
福岡県	現に公立学校教員（正規）として勤務している者	36歳未満 → 41歳未満
熊本県	①他都道府県の国公立学校教員の現職者 ②熊本県公立学校教員の現職者で他校種を希望する者	36歳未満 → 40歳未満 36歳未満 → 年齢制限なし
大分県	大分県公立学校教職員（臨時的任用の者を除く）又は他都道府県の国公立学校の教諭若しくは養護教諭として現に身分を有する者	41歳未満 → 46歳未満
宮崎県	現に公立学校教員（臨時的任用、期限付任用及び非常勤講師を除く）として勤務している者	31歳未満 → 41歳未満
鹿児島県	他都道府県の公立学校の教諭又は養護教諭として勤務している者（臨時的任用を除く）	35歳未満 → 40歳未満
沖縄県	他都道府県の公立学校に本務の教員又は養護教諭として勤務している者	36歳未満 → 41歳未満
千葉市	現に国公立学校の教員として勤務している者（正式任用者に限る）	36歳未満 → 41歳未満
横浜市	国公立学校における正規教員又は臨時的任用職員、私立学校における正規教員としての通算教職歴が2年以上の者	35歳未満 → 40歳未満
名古屋市	現に国公立学校に本務教諭として勤務中の者、又は過去に6年以上の勤務経験を有する者	40歳未満 → 50歳未満
京都市	京都市現職教諭で高等学校を希望する者	40歳未満 → 45歳未満
北九州市	現に公立学校正規教員として勤務している者	41歳未満 → 46歳未満
福岡市	現に公立小・中・養護学校正規教員として勤務している者	36歳未満 → 41歳未満

## ○ 教員免許状を有しない者の資格要件の特例

平成17年度選考試験において、一定の要件を満たしている場合、教員免許状を有しない者にも出願を認め、合格後に臨時免許状又は特別免許状を取得させて採用している県市は、12県市（前年度8県市）である。

なお、このうち特別免許状を活用している県は8県（前年度4県）である。

### 【1 北海道】

#### [特別免許状を活用]

##### ○高等学校〔看護〕の教諭

看護師免許証を有し、看護師、保健師又は助産師として5年以上業務に従事した者  
合格者には特別免許状を授与し、教諭として採用する。

### 【2 山形県】

##### ○高等学校の工業（電気・機械）の助教諭

大学（短期大学を除く）において、それぞれの科目に係る正規の課程を修めて卒業した者又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者  
合格者には臨時免許状を授与し、助教諭として採用する。

### 【3 群馬県】

#### [特別免許状を活用]

##### ○高等学校〔農業・工業・商業〕の教諭

社会人特別選考の出願者に適用する。

現に民間企業等（教育に関する事業を除く）に継続して10年以上勤務し、志望する教科等に関する高度の専門的な知識若しくは技能又は勤務経験等を通して身につけた優れた経営的能力を有する者

合格者には特別免許状を授与し、教諭として採用する。

### 【4 埼玉県】

#### [特別免許状を活用]

##### ○高等学校〔看護〕の教諭

社会人特別選考の出願者に適用する。

国公立及び民間病院等において看護師（助産師、保健師を含む）として通算5年以上の勤務経験を有し、出願する教科・科目に関する専門的な知識経験又は技能を有すると認められる者

合格者には特別免許状を授与し、教諭として採用する。

## 【5 千葉県】

### [特別免許状を活用]

#### ○高等学校〔看護〕の教諭

看護科教諭特別選考の出願者に適用する。

平成12年4月1日以降（採用予定日前5年の期間内）に、保健師、看護師又は助産師としての実務経験若しくは看護師養成機関の専任教員（実習助手を含む）としての実務経験を有する者で、

- ① 養護教諭又は教諭（校種、教科を問わない）の普通免許状を有する場合は、保健師、看護師又は助産師として3年以上の実務経験を有する者
  - ② 養護教諭又は教諭（校種、教科を問わない）の普通免許状を有さない場合は、保健師、看護師又は助産師として5年以上の実務経験を有する者
- 合格者には特別免許状を授与し、教諭として採用する。

## 【6 富山県】

#### ○高等学校の工業（機械系・電気系・土木系・建築系・薬業系）の助教諭

大学（短期大学を除く）において、工学（機械系・電気系・土木系・建築系・薬業系）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための課程認定を受けた大学の課程に限る）を卒業又は平成17年3月31日までに卒業見込みの者で、工業関係科目55単位以上を修得又は平成17年3月31日までに修得見込みの者

合格者には臨時免許状を授与し、助教諭として採用する。

なお、「職業指導」の必要単位、「日本国憲法」の単位（2単位）、「体育」の単位（2単位）、「外国語コミュニケーション」の単位（2単位）、及び「情報機器の操作」の単位（2単位）を修得し、当該普通免許状を取得すれば教諭（講師）に任用する。

## 【7 長野県】

#### ○養護助教諭

平成17年の春までに行われる国家試験により、保健師免許を取得する見込みの者で、平成17年3月31日までに養護助教諭免許状（臨時免許状）取得の要件を満たす者

合格者には臨時免許状を授与し、助教諭として採用する。

## 【8 三重県】

### [特別免許状を活用]

#### ○高等学校〔看護〕の教諭、自立活動〔肢体不自由教育〕の教諭

社会人特別選考の出願者に適用する。

民間企業・官公庁等において、継続して5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により、出願する教科に関する専門的な知識経験又は技能を有する者

合格者には特別免許状を授与し、教諭として採用する。

## 【9 奈良県】

### [特別免許状を活用]

- 高等学校の工業（電気(情報系を含む)）の教諭  
社会人特別選考の出願者に適用する。  
学士の学位を有する者又は文部科学大臣がこれと同等以上の資格を有すると認めた者で、担当する教科に関する専門的な知識・経験及び技能を有し、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持つ者  
合格者には特別免許状を授与し、教諭として採用する。

## 【10 和歌山県】

- 高等学校の工業、商業、看護の講師  
工業及び商業については、4年制大学卒業と同等以上の学歴を有し、大学等において関係学科を専攻した者又は関係資格を有する者  
合格者には臨時免許状を授与し、講師として採用するが、採用後教員免許状を取得することを原則とする。  
看護については、高等学校卒業と同等以上の学歴と看護師免許を有し、平成17年4月1日現在22歳以上の者  
合格者には臨時免許状を授与し、講師として採用する。

## 【11 島根県】

### [特別免許状を活用]

- 高等学校〔農業（造園）・工業（機械）・商業〕の教諭等  
志望する教科に関する社会的実務経験を有する者  
合格者は、特別免許状を授与し、日本国籍を有する者にあつては教諭として、日本国籍を有しない者にあつては任用期限を付さない常勤講師として採用する。
- 高等学校の工業（機械）の助教諭  
大学（機械）の正規の課程（教員の免許状授与の所要資格を得させるための大学の課程認定を受けたものに限る）を卒業又は平成17年3月末までに卒業見込の者で、工業の関係科目について58単位以上を修得又は修得見込みの者  
合格者は、臨時免許状を授与し、助教諭として採用する。  
臨時免許状の有効期間内に「職業指導」等の単位を修得し、当該普通免許状を取得すれば、日本国籍を有する者にあつては教諭に、日本国籍を有しない者にあつては任用期限を付さない常勤講師に任用する。

## 【12 香川県】

### [特別免許状を活用]

- 中学校、高等学校及び盲・聾・養護学校の教諭  
社会人特別選考の出願者に適用する。  
現に民間企業等（教育の事業を除く）において通算5年以上の勤務経験を有する者で、その勤務経験により、出願する教科・科目に関する高度の専門的な知識又は技能を有すると認められ、かつ、教員の職務を行うのに必要な熱意と識見を持っている者  
合格者は、特別免許状を授与し教諭として採用する。